

2025年日本国際博覧会テーマ事業「いのちの輝きプロジェクト（シグネチャープロジェクト）」におけるユニット No.3『いのちを拡げる』『いのちを響き合わせる』実施製作統括管理業務委託に係る業務計画提案公募要領

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の開催に向け、協会主催事業であるテーマ事業「いのちの輝きプロジェクト（シグネチャープロジェクト）」の『いのちを拡げる』については、石黒浩をプロデューサーに、『いのちを響き合わせる』については、宮田裕章をプロデューサーとし、運営基本計画を各々作成した。

本業務は、この計画を実施するために必要なパビリオン展示設計・施工、パビリオン運営計画・実施、イベント計画・実施、バーチャルコンテンツ制作・運用を実施し、それらを整合性のある内容とするための連携と調整をおこなうとともに、工程・予算を管理する統括業務を行う。

併せて、プロデューサー及びプロデューサーチームとの調整、パビリオン建築実施設計・施工者との総合調整業務及び、協賛プロモートとすべての協賛者フォローアップ、大口協賛者とプロデューサーによる共同プロジェクトの推進調整を行うものである。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、多岐にわたる分野での円滑な調整と実施が必要であることから、業務計画提案公募により受託事業者を募集する。

1 業務名

2025年日本国際博覧会

テーマ事業「いのちの輝きプロジェクト（シグネチャープロジェクト）」ユニットNO.3

『いのちを拡げる』『いのちを響き合わせる』実施製作統括管理業務委託

(1) 業務概要

「仕様書」のとおり。（『いのちを拡げる』『いのちを響き合わせる』運営基本計画参照）

※ただし、「仕様書」及び「運営基本計画」並びに「積算内訳表（様式5）」は、秘密保持誓約書（様式1）及び参加資格確認申請書（様式2）を提出した者に限り開示する。

(2) 委託上限額

38.7億円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 スケジュール

2022年6月28日（火）	公募開始・秘密保持誓約書及び参加資格確認申請書提出
2022年7月12日（火）	質問締切
2022年7月19日（火）まで	質問回答
2022年7月29日（金）	提案書類提出締切
2022年8月9日（火）	選定委員会・プレゼンテーション
2022年8月中旬頃	審査結果の公表
2022年9月上旬頃	契約締結

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

また、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。（※（5）は共同企業体として有していれば良い。）

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省及び大阪府並びに大阪市から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 次に掲げるいずれかの業務を履行した実績があること。

ア 博覧会国際事務局（BIE）または国際園芸家協会（AIPH）の承認のもと開催される国際博覧会に係るパビリオン展示・運営やイベントの計画、若しくは実施業務

イ 敷地面積 30ha 以上のテーマパークのアトラクションやイベントの計画、若しくは実施業務

ウ 敷地面積 50ha 以上の地方博覧会のパビリオン展示・運営やイベントの計画、若しくは実施業務

(6) 応募前に協会に秘密保持誓約書（様式 1）及び参加資格確認申請書（様式 2）を提出していること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者は最初に秘密保持誓約書（様式 1）及び参加資格確認申請書（様式 2）を提出すること。これらの書類を提出した者に限り、仕様書（別表 1）及び運営基本計画並びに積算内訳表（様式 5）を開示する。詳しい応募手続等は、以下のとおり。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

2022 年 6 月 28 日（火）から 2022 年 7 月 29 日（金）まで

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布（郵送による配布は行わない）。

[\(https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/\)](https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/)

※仕様書（別表 1）及び運営基本計画並びに積算内訳表（様式 5）は秘密保持誓約書（様式 1）及び参加資格確認申請書（様式 2）提出後に電子メールで配布。

ウ 受付期間

2022年6月28日（火）から2022年7月29日（金）まで

エ 受付場所

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 企画局 企画部 テーマ事業課

（担当：河谷）

住 所：〒559-0034 大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

オ 提出方法

応募書類（紙、電子媒体に収納したPDFファイル）は郵送により提出すること（持参による提出は不可）。2022年7月29日（金）までの消印があるものを有効とする。併せて必ず受付期間中に電子メール（sig-tenji@expo2025.or.jp）で応募書類のデータを送信すること。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。

【仕様書等開示に必要な書類】

秘密保持誓約書（様式1）及び参加資格確認申請書（様式2）

※上記を提出した者に限り、仕様書（別表1）及び運営基本計画並びに積算内訳表（様式5）を開示する。

【応募時に必要な書類】

ア 応募申込書（様式3：原本1部）

イ 提案書

- ① 業務計画提案書（作成にあたっては仕様書を参照：原本1部、副本10部、副本の電子媒体）
- ② 工程表（作成にあたっては仕様書を参照：原本1部、副本10部、副本の電子媒体）
- ③ 応募金額提案書（様式4：原本1部、副本10部、副本の電子媒体）
- ④ 積算内訳表（様式5：原本1部、副本10部、副本の電子媒体）

ウ 事業実績申告書（様式6：原本1部、副本10部）

※公募参加資格（5）の履行実績を記載すること。

エ 共同企業体で参加の場合

- ① 共同企業体届出書（様式7：原本1部）
- ② 共同企業体協定書（写し）（様式8：副本1部）

オ 誓約書（参加資格関係）（様式9：原本1部）

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類（契約候補者のみ提出）】

カ 定款又は寄付行為の写し（1部）（原本証明すること。）

キ ①法人登記簿謄本（1部）

- ・法人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1部）

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ク 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）

①本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

ケ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書

コ 使用印鑑届（様式10：原本1部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し他の目的には使用しない。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。

(5) その他

ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、原本、副本それぞれA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R等）に格納したPDFファイルでも提出すること。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。

<記入例>「2025年日本国際博覧会 テーマ事業ユニットNo.3『いのちを拡げる』等
実施製作統括監理業務委託」提案書 株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

5 説明会

実施しない。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から2022年7月12日（火）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：sig-tenji@expo2025.or.jp）で受け付ける。

※「件名」に「【質問】2025年日本国際博覧会 テーマ事業実施製作統括管理業務委託」

- と明記し、質問内容を「質問票」（様式 1 1）に記載して添付すること。
- ※口頭、持参、電話、FAX による問い合わせは不可。
- ※質問への回答は、メール送信により行う。

7 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査基準に基づき、選定委員会による審査を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、応募金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。
- イ 審査は、書類審査にて行う。選定委員が提案内容の理解を深める目的としてプレゼンテーションの機会を設ける。プレゼンテーションの日時は事前に通知を行う。
なお、プレゼンテーションは対面形式での実施（大阪市内）を予定している。
- ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100 点満点中 60 点以下の場合には採択しない。
- エ 審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- オ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容（評価のポイント）	配点
1 業務遂行能力	業務の特性および業務推進ポイントの理解ができているか。 事業を成功させるための提案ができているか。	20 点
2 提案者実績	国内外の博覧会、テーマパークに関する必要な業務実績を有しているか。	5 点
3 業務推進方法	各業務に対する統括管理及び総合調整業務の推進方針が明確か	20 点
4 担当者実務実績	業務に必要な実績と能力を有する担当者が配置されているか	20 点
5 業務工程	正確で合理的な業務工程となっているか	10 点
6 業務実施体制	責任者と各担当者の役割分担が具体的で明確に示され、正確で円滑な業務推進が可能な体制となっているか。 また、本業務を確実に履行できそうと見込まれるか。	20 点
7 価格点	○価格点の算定式 満点（5 点）×提案価格のうち最低価格/自社の提案価格	5 点
合計		100 点

(3) 審査結果

- ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。
- イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 テーマ事業実施製作統括管理業務委託の業務計画提案公募について】において公表する。
(<https://www.expo2025.or.jp/association/agreement/>)

① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点

- ② 全提案事業者の名称
 - ③ 全提案事業者の評価点※応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない。
 - ④ 最優秀提案事業者の選定理由
 - ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
 - ⑥ 最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- (4) 審査対象からの除外（失格事由）
- 次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。なお、協会では、受発注者双方のコスト削減及び効率化の観点から、電子契約サービス『CECTRUST-Lightサービス』による電子契約を推進している。手続き方法の詳細については、落札者に対し、協会から案内する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議する。この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、年度ごとに成果物の納品が完了次第、協会が検査を実施し、その検査に合格した場合、契約書で定める金額を支払うこととする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ウ 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じく

する契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

エ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

オ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

9 その他

- ・応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。
- ・契約受託者（複数の構成員から構成される場合は、参加者の構成員を含む。）は、本契約の履行にあたっては、協会が今後定める調達コードなどの基準・ルール等の内容の理解に努め、これを遵守するものとする。